

宇都宮市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「対象者」という。）の福祉の増進を図るために、民法（明治29年法律第89号）に定める成年後見制度について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき市長が行う後見、保佐及び補助開始等の審判の請求（以下「審判請求」という。）、その他必要な援助等について定めることを目的とする。

(審判請求の種類)

第2条 市長が行う審判請求の種類は、次のとおりとする。

- (1) 民法第7条に定める後見開始の審判
- (2) 民法第11条に定める保佐開始の審判
- (3) 民法第13条第2項に定める保佐人の同意権の範囲を拡張する審判
- (4) 民法第876条の4第1項に定める保佐人に代理権を付与する審判
- (5) 民法第15条第1項に定める補助開始の審判
- (6) 民法第17条の第1項に定める補助人に同意権を付与する審判
- (7) 民法第876条の9第1項に定める補助人に代理権を付与する審判

2 市長は、前項の申立を行うにあたっては、必要に応じて家事審判法（昭和22年法律第152号）第15条の3に定める審判前の保全処分の審判の請求を行うものとする。

(審判請求の判定等)

第3条 市長が審判請求を行う必要があると認めることの可否の判定は、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。

- (1) 対象者の事理を弁識する能力の程度
- (2) 対象者の2親等以内の親族の有無並びに当該親族による対象者保護の可能性及び審判請求を行う意思の有無
- (3) 対象者の生活及び資産、収入の状況
- (4) 対象者の福祉を図るために必要な支援
- (5) その他審判請求を行うことの可否の判定に必要な事項

2 市長が行う審判請求の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本市に居住し、本市の住民基本台帳に登録されている者（他市区町村が老人福祉法、知的障害者福祉法又は身体障害者福祉法の規定による入所措置（以下「入所措置」という。）の措置権者、生活保護の実施機関、介護保険の保険者又は自立支援給付の実施主体である者を除く。）

(2) 本市が入所措置の措置権者、生活保護の実施機関、介護保険の保険者又は自立支援給付の実施主体である者

（審判請求の手続）

第4条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用その他の手続は、家庭裁判所の定めるところによる。

（審判請求の費用負担）

第5条 市長は、市長が行う審判請求について、家事審判法（昭和22年法律第152号）第7条において準用する非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第26条の規定により、審判請求に係る費用（以下「審判請求費用」という。）を負担する。

（審判請求費用の求償）

第6条 市長は、前条の規定に基づき負担した審判請求費用について、対象者又は対象者の関係人が負担すべきであると判断したときは、市が負担した審判請求費用の求償権を得るため、非訟事件手続法第28条の命令に関する職権発動を促す申立（以下「求償権申立」という。）を家庭裁判所に対し行うものとする。

2 市長は、前項の規定により求償権を得た場合は、対象者又は対象者の関係人に対し成年後見等開始の審判請求に係る費用請求書（様式第1号）により当該費用を求償するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りではない。

（審判請求費用の助成）

第7条 市長は、次の各号に掲げる審判請求費用の全部又は一部を助成することができる。

(1) 収入印紙代（家庭裁判所が定める額を上限とする。）

(2) 切手代（家庭裁判所が定める額を上限とする。）

(3) 診断書作成料（1万円を上限とする。）

(4) 鑑定費用（10万円を上限とする。）

(5) 戸籍謄本等申立てに必要な書類の交付手数料等（各機関が定める額を上限とする。）

2 審判請求費用の助成の対象者は、本人、配偶者、4親等内の親族のうち、審判請求を

行った者とする。ただし、審判の対象者が、審判請求時に本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている者、かつ、次の各号に掲げる者である場合に限る。

(1) 生活保護受給者

(2) 市民税非課税であって、かつ、年間収入が１５０万円以下、預貯金、現金及び金融資産等の総額が５０万円以下である者

(3) その他助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難と市長が認める者

3 審判請求費用の助成を受けようとする者は、後見等開始の審判の日の翌日から起算して６０日以内に、宇都宮市成年後見制度利用支援事業（審判請求費用）助成金支給申請書（様式第２号）に、次の各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

(1) 後見等開始の審判書謄本の写し

(2) 審判請求費用が分かる領収書等

(3) 第７条第２項に規定する要件に該当することが確認できる書類

(4) その他市長が確認を要するため必要と認めるもの

（報酬の助成）

第８条 市長は、被後見人等であって、助成申請時に第３条第２項各号のいずれかに該当し、かつ、前条第２項各号に掲げる者が負担する成年後見人、保佐人及び補助人又は成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人若しくは任意後見監督人（以下「後見人等」という。）の報酬の全部又は一部を助成することができる。

2 助成の対象となる費用は、別表１に掲げる金額を限度とし、家庭裁判所が定める金額の範囲内において、市長が決定した額とする。

3 報酬の助成を受けようとする者は、報酬付与の審判があった日の翌日から起算して１年以内に、宇都宮市成年後見制度利用支援事業（後見人等報酬）助成金支給申請書（様式第３号）に、別表２に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（審査会）

第９条 公平かつ適切な審判請求等を実施するため、宇都宮市成年後見審判等市長申立審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は下記の事項を審査する。

(1) 第１条に定める審判請求の可否

(2) 第２条第１項に定める審判請求の種類及び第２項に定める審判前の保全処分の審判の請求の可否

(3) 第6条に定める求償権申立の可否

(4) その他審判請求を行うにあたって必要と認める事項

3 審査会に会長及び副会長を置く。

4 審査会の会長には保健福祉部次長をもって充て、副会長には保健福祉部次長（保健衛生担当）をもって充てる。

5 会長は審査会の議長となる。

6 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

7 審査会の委員は下記のとおりとする。

(1) 保健福祉部保健福祉総務課長

(2) 保健福祉部高齢福祉課長

(3) 保健福祉部障がい福祉課長

(4) 保健福祉部保健所保健予防課長

(5) その他会長が必要と認める者

8 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を聴くことができる。

9 審査会の庶務は、保健福祉部高齢福祉課、障がい福祉課及び保健所保健予防課において行う。

（その他）

第10条 前条までに定めるもののほか、この事業を実施するにあたって必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

この要綱は、平成31年1月29日から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表 1（第 8 条関係）

種別	対象者	助成の限度額
成年後見人，保佐人，補助人	老人福祉法に基づく介護老人施設，障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等に入所している者	一月あたり 18,000 円
	上記以外の者	一月あたり 28,000 円
成年後見監督人，保佐監督人，補助監督人，任意後見監督人	老人福祉法に基づく介護老人施設，障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等に入所している者	一月あたり 9,000 円
	上記以外の者	一月あたり 14,000 円

別表 2（第 8 条関係）

	書 類	備 考
1	報酬付与審判書謄本の写し	
2	登記事項証明書の写し	3 か月以内のもの （ただし、内容に変更がない場合は 3 か月以上経過していても可）
3	財産目録	報酬付与の申立ての際に家庭裁判所に提出したもの又は助成申請時点で作成したもの
4	収支状況報告書	報酬付与の申立ての際に家庭裁判所に提出したもの又は助成申請時点で作成したもの
5	生活保護受給証明書	第 7 条第 2 項第 1 号に該当する場合
6	市民税非課税世帯であることが分かる書類 （市民税非課税証明書等）	第 7 条第 2 項第 2 号に該当する場合
7	その他市長が必要と認める書類	